

余熱利用可能量について

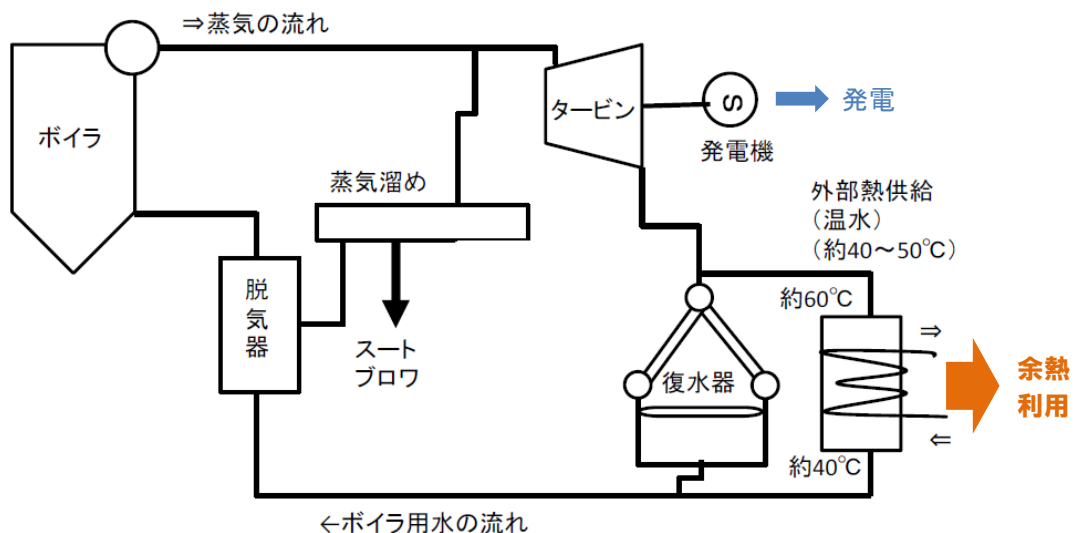
1. 広域化方針における余熱利用可能量

「広域化方針」においては、余熱を最大限発電に利用した場合に熱回収施設から利用可能な熱量について、プラントメーカー調査を実施した結果、約 3,000~5,000MJ/h が利用可能として把握されています。

2. 整備基本計画における余熱利用可能量

(1) 余熱利用システム

ごみの焼却に伴ってボイラで発生した高温高压の蒸気は、タービンを駆動させ、これにより発電をします。タービンを駆動させることにより低温低压となった蒸気は、復水器または熱交換器によって液体となり、ボイラ用水として循環します。このとき、熱交換によって温められた温水（約 40℃~50℃）を余熱利用施設へ供給します。



出典：「鴻巣行田北本環境資源組合施設整備基本計画」

図 1 余熱利用システムの概要

(2) 余熱利用可能量

「整備基本計画」では、「広域化方針」における余熱利用可能量の調査結果を踏まえ、ごみ処理方式別に発電量等について、プラントメーカーにアンケート調査を実施しました。調査結果によると、いずれのごみ処理方式においても、5,000MJ/h (5.0GJ/h) が余熱利用施設に供給可能とされています。

3. 余熱利用量の設定

余熱利用量は、プラントメーカーへのアンケート結果から確保可能である、5,000MJ/h (5.0GJ/h) とします。